



2026年3月19日

各位

会社名株式会社 あさくま  
代表者名代表取締役社長 廣田 陽一  
(東証スタンダード・コード 7678)  
問合せ先 経営企画室室長 森下 明人  
電話番号 052-800-7781(代表)

## 譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社取締役(社外取締役を除きます。以下、「対象取締役」という。)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定に関する議案(以下、「本議案」といいます。)を2026年4月22日開催予定の当社第53期定時株主総会に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 本制度の目的等

当社の役員報酬等の額は、1984年9月27日開催の第11期定時株主総会において、年額120,000千円以内とご承認いただいておりますが、今般、取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に對し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつき、株主の皆様にご承認をお願いするものです。

#### 2. 本制度の概要

本議案に基づき対象取締役に對して支給される譲渡制限付株式は、上記報酬等の額の枠内で年額20,000千円を上限とし、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年1万株以内とします。

ただし、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割(株式無償割当てを含みます。)によって増減した場合は、上限数はその比率に応じて調整されるものとします。1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)とします。

#### 3. 本制度の内容

譲渡制限付株式の割り当てに際し、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約(以下、「本割当契約」という。)を締結するものとします。

- (1) 当該取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役会が定める地位を喪失するまでの期間(以下、「譲渡制限期間」という。)、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式(以下、「本割当株式」という。)について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない(以下、「譲渡制限」という。)
- (2) 当該取締役が、譲渡制限期間を含む当社の取締役会が定める役務提供予定期間(以下、「役務提供予定期間」という。)が満了する前に当社又は当社の関連会社の取締役又は使用人を退任した場合、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (3) 上記(1)の定めに関わらず、当社は、当該取締役が、役務提供予定期間中、継続して、当社又は当社の関連会社の取締役又は使用人の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記(2)に定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- (4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (5) 上記(1)の定めに関わらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、役務提供予定期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
- (6) 上記(5)に規定する場合においては、当社は、上記(5)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

以 上